

令和元年

第2回組合議会定例会会議録

令和元年10月29日

令和元年第2回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

令和元年10月29日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
10月29日（火）	午後2時	<p>○ 開 会</p> <p>○ 会議録署名議員の指名</p> <p>○ 会期の決定</p> <p>○ 諸般の報告</p> <p>○ 議案等審議</p> <p>議案第5号から議案第9号までを一括提案説明</p> <p>精 読</p> <p>（議案ごとに）</p> <p>質 疑</p> <p>討 論</p> <p>採 決</p> <p>議案第10号を提案説明</p> <p>議案第10号に係る決算審査について報告</p> <p>決算特別委員会の設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>議案第10号の審査</p> <p>議案第10号委員長報告</p> </div> <p>質 疑</p> <p>討 論</p> <p>採 決</p> <p>○ 閉 会</p>

令和元年第2回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和元年10月29日 午後2時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第5号 愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第6号 愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第7号 愛北広域事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について

議案第8号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第9号 愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第10号 平成30年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

会議に出席した者の氏名

第1番	佐名 かよ子 君	第2番	岡 孝夫 君
第3番	丹羽 孝 君	第4番	杉浦 敏男 君
第5番	澤田 憲宏 君	第6番	近藤 五四生 君
第7番	長谷川 泰彦 君	第8番	岡村 千里 君
第9番	丸山 幸治 君	第10番	諏訪 毅 君
第11番	吉田 鋭夫 君	第12番	宮地 友治 君
第13番	東 猴 史紘 君	第14番	片山 裕之 君
第15番	宮田 達男 君	第16番	田村 徳周 君
第17番	鬼頭 博和 君	第18番	黒川 武 君
第19番	大野 慎治 君	第20番	水野 忠三 君
第21番	井上 真砂美 君		

会議に欠席した者の氏名

なし

説明のため出席した者の氏名

管 理 者	山 田 拓 郎 君	代表副管理者	千 田 勝 隆 君
副 管 理 者	澤 田 和 延 君	副 管 理 者	久保田 桂 朗 君
副 管 理 者	鈴 木 雅 博 君	監 査 委 員	内 藤 充 君
会 計 管 理 者	田 中 豊 明 君	事 務 局 長	岡 本 康 弘 君
業 務 課 長	石 川 晶 崇 君	事 務 局 員	永 井 恵 三 君
事 務 局 員	高 木 衛 君	事 務 局 員	武 田 篤 司 君
事 務 局 員	阿 部 一 郎 君	事 務 局 員	中 村 定 秋 君
事 務 局 員	宇 野 直 樹 君	事 務 局 員	岩 田 雄 治 君
事 務 局 員	澤 木 俊 彦 君	事 務 局 員	志津野 郁 君

(開会 午後 2時00分)

○事務局員 (岩田雄治君)

ただいまから、令和元年第2回愛北広域事務組合議会定例会の開会式を行います。

初めに、丹羽議長にご挨拶をいただきます。

○議長 (丹羽 孝君)

皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、令和元年第2回愛北広域事務組合議会定例会をお願いしましたところ、皆様定刻にご参集いただき、まことにありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、条例の制定が1件と条例の一部改正が4件、そして平成30年度の決算認定でございます。慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局員 (岩田雄治君)

続きまして、管理者であります犬山市長から挨拶を申し上げます。

○管理者 (山田拓郎君)

皆さん、こんにちは。

愛北広域事務組合の組合議会定例会の開催に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

まずは定刻にご参集いただきまして、ありがとうございます。

今議会、6案件議案を上程させていただきます。とりわけ平成30年度の決算のご審議もいただくわけですが、プラン・ドゥー・チェック・アクション、このPDCAサイクルをしっかりと回していくということがやはり健全な組織体として非常に重要なことだというふうに思っております。

書類審査のほうもしっかり皆さんやっていたと思いますが、しっかりとまたご審議をいただき、よりよい運営につなげていきたいと思っておりますので、皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。では、よろしく申し上げます。

○事務局員 (岩田雄治君)

これをもちまして、開会式を終わります。

○議長 (丹羽 孝君)

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

これより令和元年第2回愛北広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、8番 岡村千里議員、20番 水野忠三議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、議会代表者会において協議をお願いしました結果、お手元に配付いたしました会期案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（丹羽 孝君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりでございます。

以上、提出議案の報告にかえます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

続いて、監査委員から、令和元年6月分から8月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

愛北広域事務組合についての主な経過報告は、お手元に配付した資料のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第5号 愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから日程第8、議案第9号 愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 山田犬山市長。

○管理者（山田拓郎君）

議案第5号から議案第9号の提案理由を一括で説明をさせていただきます。

議案第5号 愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第6号 愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、地方公務員法の一部改正による愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、所要の改正を図るものであります。

議案第7号 愛北広域事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正に

ついて、議案第8号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第9号 愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正についての3議案は、いずれも成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、所要の整備を図るものであります。

概要については事務局長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽 孝君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

それでは、議案第5号 愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明させていただきます。

提案理由としましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに設けられる会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものです。

主な内容につきましては、条例案で説明させていただきます。条例案をごらんください。

第1条は趣旨を規定するもので、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるとしたものです。

第2条は給与について規定したもので、会計年度任用職員の給与を報酬と期末手当と規定しています。

第3条は職員の報酬について規定したもので、会計年度任用職員の報酬の基準となる金額は、従事する業務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮して、別表に定める額の範囲内において規則で定め、職務の性質等特別の事情によりこれによりがたいものについては規則で別に定めるものです。

また、会計年度任用職員の報酬額は時間額によるものとし、その報酬額は報酬の基準となる金額に100分の6を乗じて得た金額を加算し、162.75で除して得た額としております。

第4条は報酬の支給について規定したもので、報酬の計算期間を月の1日から末日までとし、規則で定める期日に支給することを定めるものです。

第5条は通勤に係る費用弁償について定めるもので、会計年度任用職員が愛北広域事務組合職員の給与に関する条例第11条第1項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める金額を費用弁償として支給するものです。

2ページをお願いいたします。

第6条は公務のための旅行に係る費用弁償について規定したもので、会計年度任用職

員が公務のために旅行する場合に、その要した費用を組合職員の例に倣い費用弁償として支給するものです。

第7条は時間外勤務に係る報酬について規定するもので、会計年度任用職員が正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、その勤務した時間に対して報酬を支給するものとし、その報酬額は勤務1時間につき、第3条第4項に規定する1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲で管理者が規則で定める割合を乗じて得た金額とするものです。

ただし、その勤務の時間とその勤務日の正規の勤務時間の合計が7時間45分に満たない場合には100分の100を乗じて得た額となります。

また、週休日の振りかえ等によりあらかじめ割り振られた1週間の勤務時間以外の時間に勤務した全時間についても時間外勤務に係る報酬を支給するものとし、その報酬額は勤務時間1時間につき第3条第4項に規定する勤務時間1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た金額となります。

ただし、その勤務の時間とその週における正規の勤務時間の合計が38時間45分未満の場合は支給を行いません。

3ページをお願いします。

第8条は休日勤務に係る報酬について規定したもので、会計年度任用職員が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日、並びにこれらの代休日において正規の勤務時間中に勤務した場合は、その勤務時間1時間につき第3条第4項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た報酬を支給するものです。

第9条は期末手当について規定するもので、任期の定めが六月以上の会計年度任用職員について、愛北広域事務所組合職員の給与に関する条例第18条から第18条の3までの規定を準用して期末手当を支給するものとし、任期の定めが六月に満たない場合でも1会計年度内における任期の定め合計が六月以上に至ったときは六月以上とみなして取り扱うものです。

また、6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期の定めと前会計年度における任期の定めとの合計が六月以上に至ったときも、任期の定めが六月以上の会計年度任用職員とみなすものです。

4ページをお願いします。

第10条は、雑則として、この条例の施行について必要な事項は規則で定めることとしています。

続きまして、附則でございます。

第1項は、この条例の施行期日を令和2年4月1日と定めるものです。

第2項から第7項は、本条例の制定に伴い一部改正が必要となる条例の整備を行うものです。

第2項は愛北広域事務所組合職員の給与に関する条例の一部改正について定めたもので、会計年度任用職員の給与は別に条例で定めるものと改めるものです。

第3項は、愛北広域事務所組合職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部改正について定めたものです。会計年度任用職員に対する休職の効果について、任命権者が定める任期の範囲内とするものとして改めるものです。

第4項は愛北広域事務所組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正について定めたもので、会計年度任用職員に対する減給の効果について、時間外勤務に係る報酬及び休日勤務に係る報酬を除くものとして改めるものです。

5ページをお願いします。

第5項は愛北広域事務所組合職員退職手当支給条例の一部改正について定めたもので、退職手当の支給対象から地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除くものとして改めるものです。

第6項は愛北広域事務所組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について定めたもので、育児休業をしている職員の期末手当等の支給及び育児休業をした職員の職場復帰後における号級の調整について、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除くものとして改めるものです。

第7項は愛北広域事務所組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について定めたもので、任命権者が報告しなければならない事項から除かれる非常勤職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除くものとして改めるものです。

6ページをお願いします。

職員の報酬について定めた第3条関係の別表として、給与条例別表第1行政職給料表の1級の最高号級の給料月額を上限と定めるものです。

7ページから10ページには、本条例の附則で改正を行う各条例について、新旧対照表を資料として添付させていただいております。

続きまして、議案第6号 愛北広域事務所組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

提案理由は、行政不服審理員の報酬額の基準としている愛知県弁護士会の相談料の改正に伴う報酬額の改正と会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、組合の非常勤特別職として別表に規定されている区分の整理を行う必要があるため所要の改正を行うものです。

新旧対照表をお願いいたします。

第1条は、行政不服審理員の報酬を改正するものです。

当組合では、行政不服審査法に基づき不服申し立てを受け付けた場合ごとに行政不服審査会を置くことになっておりますが、この審査会の審理員には町村会に登録された弁護士を予定しており、その報酬については町村会の弁護士への報酬と同程度の金額としています。町村会の報酬が10月1日より30分当たり5,400円から5,500円に引き上げられることから報酬を改正するものです。

第2条は、行政不服審理員と嘱託員の項目を削除し、あわせて行政不服審理員の報酬が時間額、嘱託員の報酬が月額となっているため、時間額、月額による支払いに関する文言の整理を行うものです。

第4条第1項及び第2項は、日割り計算に関して月額、時間額に関する文言を整理するものです。

第1条は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するものです。

第2条は、令和2年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第7号 愛北広域事務組合職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部改正について、議案第8号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第9号 愛北広域事務組合職員の退職手当支給条例の一部改正について、この3議案につきましては関連がございますので、一括で説明をさせていただきます。

提案理由は、3議案とも同じ理由となります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において地方公務員法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容は、地方公務員法に定められている欠格条項である第16条において、第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことにより、文言の整理を行うものです。

初めに、議案第7号の新旧対照表をごらんください。

地方公務員法第16条第1号が削除されたことに伴い、条例で引用する「第16条第2項」を「第16条第1項」に改めるものです。

次に、議案第8号の新旧対照表をごらんください。

同じく、地方公務員法第16条第1号が削除されたことに伴い、第18条第1項と第4項、第18条の2第2号、第19条第1項と第2項第1号、第22条第6項において関係箇所を削除するものです。

次に、議案第9号の新旧対照表をお願いいたします。

同じく、地方公務員法第16条第1号が削除されたことに伴い、第12条第1項第2号において関係箇所を削除するものです。

施行期日についても、3議案とも同日となります。

改正後の地方公務員法施行日と同日の令和元年12月14日から施行するものです。  
説明は以上でございます。

○議長（丹羽 孝君）

以上で、提案説明が終わりました。

議案精読のため、暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時22分）

（再開 午後 2時35分）

○議長（丹羽 孝君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第5号から議案第9号の議案審議を行います。

議案審議は議案ごとに行います。

初めに、議案第5号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

岡村千里議員。

○8番（岡村千里君）

8番の岡村千里です。

第5号議案につきまして質疑をさせていただきます。

資料の最初の会計年度任用職員制度についてというところの4ページをお開きいただきたいと思うんですけども、（4）の導入に伴う令和2年度の人件費の見込みについてということで書かれておりますが、これまでと比べますと合計額がそれぞれ出ておまして、その差額は約161万円が下がるという結果になっております。

この制度自体は昇給がなかったものがあるようになったり、それから期末手当がなかったものをつくようになったりという面もあるんですけども、お二人合わせてなので、その分を見込んでも、でもお一人分と考えても結構な減額になってしまっています。

その理由についてお伺いしたいと思うんですが、職務内容にこれから変更があるのかどうか、それから働く日数についてはどのようになっているのか、それからこの計算式も条例の文の中で細かく出てきますけれども、近隣市町でどこを参考にされてこのようなことになったのかお示しいただきたいと思います。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

組合におきます会計年度任用職員に関しまして、見込みについてご説明を申し上げます。

資料の先ほどご参照をいただきました当該年度と令和2年度の移行状況について記させていただきますけれども、今現在、組合には正規職員のほかに嘱託員1名と再任用職員1名が勤務しております。このお二人ともがこの3月で65歳到達ということで任期を終えることとなりますけれども、今現在、嘱託員の方につきましては聖苑の所長を経験された方が勤務をされておまして、職員の指導という分も含めてお仕事をさせていただいておりますけれども、以降につきましては受け付けの補助という形で業務内容が変わってまいりますので、その勤務の内容について変更がございます。

それから、勤務時間等につきましても今までのところ週4日6時間の勤務をしていただいておりますけれども、再任用につきまして週4日、嘱託員につきまして週3日ということでございましたけれども、こちらが週3日の勤務という形に変更になってまいります。この関係で、会計年度任用職員に移行しましたところでは報酬の位置づけにつきまして見直しをさせていただきまして、お示したような計算式となっております。

この報酬の基準につきましては、江南市の基準を参考にさせていただいて進めさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

(挙手する者あり)

○議長（丹羽 孝君）

岡村千里議員。

○8番（岡村千里君）

再質疑をさせていただきます。

こういった状況について、ご本人たちへの説明はされたのか、またこのことについて同意は得られているのかお示してください。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

事前に制度の移行等についてはおおむね説明をさせていただいております、内容についても了承がいただけているものと考えております。

○議長（丹羽 孝君）

ほかにございませんか。

(なし)

○議長（丹羽 孝君）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第5号について討論を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（丹羽 孝君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第5号の採決に入ります。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長(丹羽 孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(丹羽 孝君)

黒川議員。

○18番(黒川 武君)

18番 黒川武でございます。

1点お聞かせをいただきたいと思っております。

行政不服審理員の報酬が非常勤特別職から削除されるということは、その後の扱いは  
どういう形になるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(丹羽 孝君)

事務局長。

○事務局長(岡本康弘君)

行政不服審理員につきましては、令和2年3月31日以前につきましては従前どおり非常勤特別職という位置づけでございますけれども、令和2年4月1日より会計年度任用職員の扱いになりまして、報酬につきましても会計年度任用職員の規則に定めさせていただき予定をしております。よろしくお願いたします。

○議長(丹羽 孝君)

ほかにございませんか。

(なし)

○議長(丹羽 孝君)

これをもって質疑を終結いたします。

議案第6号について討論を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長(丹羽 孝君)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第6号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長(丹羽 孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号について質疑を許します。

質疑はございませんか。

(なし)

○議長(丹羽 孝君)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第7号についての討論を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長(丹羽 孝君)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第7号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長(丹羽 孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

次に、議案第8号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(丹羽 孝君)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第8号について討論を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長(丹羽 孝君)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 (丹羽 孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長 (丹羽 孝君)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第9号について討論を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長 (丹羽 孝君)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第9号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 (丹羽 孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

次に、日程第9、議案第10号 平成30年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 山田犬山市長。

○管理者 (山田拓郎君)

議案第10号 平成30年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

概要については事務局長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長 (丹羽 孝君)

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 (岡本康弘君)

それでは、議案第10号 平成30年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定

について説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

歳入歳出決算書の1、2ページをごらんください。

歳入合計は、予算現額5億897万5,000円に対し、収入済額5億874万258円です。収入済額が予算額を23万4,742円下回りました。

歳入合計を昨年度と比較いたしますと3,113万3,231円減額となっております。

内訳につきましては、主要施策の成果報告書3ページに記載しておりますので、後ほどお目通しいたいただきますようお願いいたします。

減額の要因は、一般財源による事業費が前年度よりも少なかったことによる分担金及び負担金の減少、計画されていた大規模な施設改修が終了したことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

3、4ページをごらんください。

歳出合計は、予算現額5億897万5,000円に対し、支出済額4億8,460万6,286円です。不用額は2,436万8,714円となりました。

歳出合計を前年度と比較しますと2,816万9,493円の減額となります。

主要施策の成果報告書5ページに内容を記載していますので、後ほどお目通しいたいただきますようお願いいたします。

主な執行状況につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

歳出から説明させていただきますので、11、12ページをお願いいたします。

款1 議会費の支出済額は129万8,810円です。隔年実施の議会行政視察を実施しなかったため、前年度に比べて約147万円減となっております。

款2 総務費の支出済額は6,355万1,213円です。

項1 総務管理費、目1 一般管理費は6,341万1,253円です。前年度と比較して約440万円の増額となっております。

13、14ページをお願いいたします。

増額の主な要因としましては、し尿処理担当職員1名が総務担当に異動したことに伴う給与、手当、共済費で875万円の増、9節の旅費において行政視察を実施しなかったことによる87万円の減、節13 委託料において平成29年度に例規データシステムの運用を開始したことに伴う例規データシステム導入委託料141万円を支出しなかったこと、節19の負担金補助及び交付金において、平成29年度に支出した公会計支援業務負担金292万円を支出しなかったことなどによるものでございます。

項2 目1の監査委員費については13万9,960円で、前年度とほぼ同額となっております。

款3衛生費、項1目1の火葬場事業運営費の支出済額は1億6,383万4,796円です。前年度と比較して約6,383万円の減額となっています。

大きく増減のあったものについて説明させていただきます。

17、18ページをお願いいたします。

節11の需用費では、前年度と比べ約369万円の増となっておりますが、燃料費の高騰と火炉等の修繕の増加に伴うものです。

節13の委託料では、約150万円増となっておりますが、屋上防水改修工事設計委託の実施等によるものです。

節15の工事請負費では、総額で前年度と比べて約1,283万円減額となっておりますが、平成29年度に実施した待合室ロビー天井等改修工事の終了に伴うものです。

項2目1し尿処理場運営費は、2億5,592万1,467円です。前年度と比較して約2,475万円の減額となっています。

大きく増減のあったものについて説明させていただきます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費で、先ほども申し上げました約875万円がこちらでは減となっております。これは、職員の人事異動に伴う1名の減員によるものです。

19、20ページをごらんください。

節11需用費では、約1,736万円増となっておりますが、これは計画的に実施している機器のオーバーホールが時期的に増加したことによるものです。

節13委託料で約545万円の減となっておりますが、汚泥の搬出、処分に係る委託料が汚泥の発生量減少に伴い減となったものです。また、下水直接投入管の内部清掃を実施する必要がなかったことなどによるものです。

21、22ページをお願いいたします。

15節工事請負費では、約1,132万円の減となっております。これは、29年度に実施したクリーンセンター受変電設備更新工事が完了したことによるものです。

30年度に実施しました主な工事としましては、一般管理費で管理棟2階空調設備更新工事、火葬場事業運営費で階段昇降機設置工事、調整池浚渫工事、し尿処理場運営費で用水ポンプユニット等更新工事、業務用スポットエアコン設置工事を実施させていただきました。

参考資料に、工事関連写真と施工額を掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

次に、歳入について説明させていただきます。

7、8ページにお戻りください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金の収入総額は4億5,225万9,000円です。備考欄に歳出区分ごとに各市町の金額を掲載しています。

款 2 使用料及び手数料の収入済額は 2, 792 万 1, 015 円です。

項 1 使用料、目 1 衛生使用料は 2, 791 万 5, 615 円で、主に火葬炉など尾張北部聖苑の使用料でございます。

9、10 ページをお願いします。

款 4 繰入金の 118 万 3, 192 円は、愛北クリーンセンター施設整備基金からの繰入金で、事業の完了に伴い基金を廃止したことによるものです。

款 5 繰越金の収入済額は 2, 709 万 7, 710 円です。共通経費、火葬場事業運営費、し尿処理場運営費など、それぞれ 29 年度からの繰り越しでございます。

款 6 諸収入の収入済額は 27 万 9, 341 円です。尾張北部聖苑喫茶コーナーの電気、水道料や自動販売機の電気料、愛北クリーンセンターの自動販売機の電気料の合計となっております。

次に、23 ページをお願いいたします。

実質収支は、翌年度へ繰り越すべき財源がないので、歳入歳出決算額の差し引き額と同額でございます。

26 ページからは財産に関する調書です。26、27 ページは土地及び建物の状況で、29 年度からの変更はございませんでした。

私からの説明は以上でございます。

○議長（丹羽 孝君）

監査委員から決算監査について報告を求めます。

○監査委員（内藤 充君）

監査委員を代表しまして、決算の審査結果をご報告させていただきます。

令和元年 8 月 28 日水曜日、愛北クリーンセンター応接室において、平成 30 年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算及び平成 30 年度愛北広域事務組合愛北クリーンセンター施設整備基金運用状況について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、あわせて関係職員の説明を求め、審査をいたしました。

審査の結果、歳入歳出決算書は関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し正確であり、予算は適正に執行されていることを認めました。

また、基金運用状況についても、適正に管理されていることを認めました。

以上で決算審査報告を終わります。

○議長（丹羽 孝君）

以上で議案の提案説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第 10 号は本会議の質疑を省略し、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 (丹羽 孝君)

異議なしと認めます。よって、議案第10号は本会議の質疑を省略し、決算特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま委員会に付託しました議案第10号は、本日中に審査を終えるように期限を付したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 (丹羽 孝君)

異議なしと認め、本日中に審査を終えるよう期限を付することに決定いたしました。

これより決算特別委員会の審査が終了するまで本会議は休憩いたします。その間に本議場において直ちに決算特別委員会を開催し、正・副委員長の選任及び付託議案の審査をお願いいたします。委員長の選任に当たっては、委員会条例第5条第2項の規定により、年長の委員である近藤五四生委員に臨時委員長を務めていただきます。

それでは、暫時休憩といたします。

(休憩 午後 2時58分)

(再開 午後 3時15分)

○議長 (丹羽 孝君)

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

初めに、決算特別委員会の正・副委員長が互選されておりますので、ここでご報告いたします。

委員長は宮地友治委員、副委員長は岡孝夫委員であります。

次に、決算特別委員会に付託しました議案第10号 平成30年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員会の審査結果の報告を求めます。

宮地委員長。

○決算特別委員会委員長 (宮地友治君)

決算特別委員会に付託されました議案第10号 平成30年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について審議が終わりましたので、結果を報告いたします。

本委員会は、議員全員による委員会ですので、その内容につきましては皆様ご承知のとおりでございます。したがって、審査結果のみを報告させていただきます。

採決の結果、議案第10号は原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長 (丹羽 孝君)

委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

決算特別委員会は議員全員をもって構成された委員会でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（丹羽 孝君）

ご異議なしと認めます。

これより議案第10号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（丹羽 孝君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

以上で本定例会に付託されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和元年第2回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局員（岩田雄治君）

ただいまから閉会式を行います。

丹羽議長にご挨拶をいただきます。

○議長（丹羽 孝君）

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成30年度の決算認定に当たり、決算特別委員会を設置し、集中してご審議をいただきました。

皆様には、議事運営に格別のご協力を賜り、本日予定されておりました全日程を滞りなく終了することができましたこと、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

さて、この10月は天皇陛下の即位の礼の開催や、ラグビー日本代表の大活躍といったすばらしいこともたくさんございましたが、60年前にこの地方に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風と同レベルの巨大台風が関東に上陸し、大雨などが続き、各地に多大な被害をもたらしました。お亡くなりになられました方に心からのご冥福をお祈りしますとともに、被災地の一日も早い復興を願っております。そして、想定外はないものと、再度災害への備えを確認しなければと痛感した1カ月でございました。

さて、明後日10月31日からは議会行政視察を実施いたします。体調管理にはご留意いただき、視察にご参加いただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ご苦労さまでした。

○事務局員（岩田雄治君）

管理者から挨拶を申し上げます。

○管理者（山田拓郎君）

閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは上程いたしました議案を全て原案どおりお認めいただくということで、本当にありがとうございました。感謝を申し上げたいと思います。

ご指摘いただいた観点をしっかり私どももまた運営に生かしていきたいと思いますので、今後とも皆様方にはご指導賜りますことをお願いしたいと思います。

さて、今議長からもお話がありましたけれども、ここ最近は台風だとか大雨だとか、全国に大変深刻な被害をもたらし、お亡くなりになられた方、また被災された方等々、本当に私からもお悔やみ、またお見舞いを申し上げたいと思っております。

我々にとって本当に安全・安心というのは、また危機管理というのは重要なテーマで、市民、町民の皆さんも何といても安心して暮らせるということが一番のことだと思っております。各市町においても防災対策等、他人事と思わずに自分事と捉えて、またしっかり対策をとっていかなきゃいけないなということを改めて認識させていただきました。

また、各市町の皆様方におかれましても、そういった観点でご尽力されますこともよろしくお願いしたいと思います。

また、あさって、視察のほうもございますので、皆様とともに私も参加させていただきますので、視察のほうもまたその点よろしくお願い申し上げまして、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局員（岩田雄治君）

以上で閉会式を終わります。

（閉会 午後 3時21分）